

宮介第121号
令和3年4月27日

介護保険サービス事業所長 殿

宮崎市介護保険課長
(公印省略)

事故発生時の報告について (通知)

標記の件につきましては、介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村へ報告を行うことが条例により義務付けられています。

つきましては、下記内容について、各自ご確認いただき、取り扱いについて各事業所での周知徹底をお願いいたします。

記

事故報告書様式の変更について

令和3年5月1日より事故報告書様式が変更となります。

つきましては、令和3年5月1日以降に発生した事故については、新様式に記入し報告してください。また、様式の変更に伴い、「宮崎市事故報告要領」及び「記載注」を改定しています。新様式については、宮崎市ホームページに掲載しておりますので各事業所及び施設でダウンロードし、「宮崎市事故報告要領」、「記載注」を参考に記入してください。

事故報告書の提出について

事故報告書の提出は可能な限りメールにてお願いいたします。FAXで提出される場合は、文字がつぶれて読み取れないことがありますので、可能な限りパソコンで作成したものを送信してください。

〈掲載場所〉宮崎市ホームページトップページ〉

産業・事業者〉福祉〉介護保険〉事業者等への通知・案内〉**事故発生時の報告について**

【文書取扱】

宮崎市 福祉部 介護保険課 事業所支援係

TEL : 0985-44-2591

FAX : 0985-31-6337

E-mail : 10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp